

内覧について

—補任を中心にして—

はじめに

内覧は、藤原時平と菅原道真の両名が寛平九年の宇多天皇の讓位の詔に依つて補任されたのが初例である。爾來、内覧は常設ではないが、慶應三年の王政復古の大号令で撰関制とともに廃止されるまで、ほぼ一千年に及んで存続した制である。その間、内覧の任を命ぜられたものは一〇〇人を越えるが、その内覧について『中右記』に「内覧与関白万機已同事」(大治四年七月十七日条)とあり、内覧になつた藤原頼長が『台記』久安七年正月二十六日条に「僕已為執政之身」と記しているのは、内覧が撰政・関白に類するものであることを示している。また藤原兼実が『玉葉』に「成人御時、以可覧天子之文書、先触委任之臣、謂之内覧」と記している(文治元年十二月二十七日条)のは、内覧の職掌を説明するとともに、内覧は、撰政よりもむしろ関白に近い性格をもっていたと見ることができる。すでに内覧を准関白ともいうべきものとする理解が行われている所以である。

米 田 雄 介

もつとも一千年に及ぶ内覧を通覧すると、内覧は撰政・関白の不在のときに置かれた例をはじめ、撰政・関白が存在するにも拘らず置かれた例、さらに撰政または関白がみずから内覧を兼ねた例などあつて、簡単に内覧を准関白と規定できない面もある。したがつて内覧の様々なケースを検討する必要があるが、内覧については、『古事類苑』が概括的かつ要領のよい説明を行っている。しかし内覧に関する最初の研究は、山本信吉氏の「平安中期の内覧について」(坂本太郎博士古稀記念会編『純日本古代史論集』下所収)である。氏は考察の時期を内覧の成立期に限っているが、内覧の本質および意義について注目すべき見解を提示している(以下に氏の説を引く場合、右論考に依る)。ただ前述の如く、内覧の歴史は一千年にわたつており、その間、内覧の性格に若干変化があるようである。たとえば西山恵子氏が鎌倉時代の内覧と大殿の関連を論じ、大殿の政治的権限が内覧宣下に依拠したと指摘しておられる(「大殿考」『史窓』三六号、以下に氏の説を引く場合、本論考に依る)が、それに依ると、成立期の内覧と展開期の内覧では歴史的意義を異にして

いたことが予想される。

しかし内覧に関する研究は緒にいたばかりである。そこで本稿は、まず第一節で、平安時代の内覧を取上げ、誰が、いつどのような事情で内覧になったかを考えてみたい。ついで第二節で、内覧の任命に当って発給される宣旨についてのべ、第三節で、内覧の形態と変遷を撰関との関連でとらえ、第四節で、江戸時代末の内覧を政治過程の中で考えてみたい。そして最後に、内覧制について要約的意味も込めて概括的にのべてみたい。いうまでもないが、本稿は内覧の研究を始めるための一つの手懸りとして草したもので、今後研究の進展の中で修正・改稿を行うことになるが、是非とも諸先学の忌憚のないご教示をお願いしたい。

なお内覧については、『皇室制度史料』撰政二の第三章第一節および第四章第二節に内覧の類別を行い、基本的史料を掲載している。参照されたい。

一 成立期の内覧

平安時代の内覧を整理したのが本稿末尾に掲げた附表1である。その表のうち(1)～(6)は山本氏の研究に依拠した。(7)は史料の中に内覧の語は見当たらないが、後述の如く内覧に准じて考えられるので、この表に加え(8)～(13)についてはとくに問題はない。

宇多天皇の讓位の詔に依って、藤原時平(1)と菅原道真(2)の兩名が内覧

を命ぜられたが、『日本紀略』寛平九年七月三日条に、

伝国詔命云、春宮大夫藤原朝臣・権大夫菅原朝臣、少主未長之間、一日万機之政、可奏可請之事、可宣可行云々、

とあり、『菅家文草』九に、

右臣某謹檢去寛平九年七月三日讓位詔命曰、大納言藤原朝臣・権大納言菅原朝臣等、可奏可請之事、且誨其趣、奏之請之、可宣可行之政、無誤其道、宣之行之者、

とある。ともに内覧任命に関する記事であるが、後者が原詔の趣をよく伝えているとの評もあるが、両者相補うところがある。そこで両者を勘案すると、時平・道真の兩名に委ねた内覧の職務は、新帝醍醐天皇の幼少の間、政務を輔佐し、奏下一切のを行わせるものといえよう。天皇が幼少の間に撰政を置いて万機を撰行させたのは、すでに陽成天皇のときの撰政藤原基経に先例があるが、当時はまだ撰政制は定着していないように、醍醐天皇は十三歳であるが、踐祚の日に元服していることもあって、撰政の任命を行わなかった。しかし、時平は大納言とはいえ、太政官の筆頭公卿の位置にいたことから、時平に新帝の輔弼を委ねたのであろう。だがその時平に権力が集中するのを警戒した宇多上皇は、権大納言の地位にあり、かつ信頼している道真に、時平と同様の権限を与え、両者の均衡による政局の運営を目指したのであろう。

時平・道真の兩名が命ぜられた内覧が右の如きものとすると、内覧は、かつて太政大臣藤原基経が光孝・宇多両天皇から、それぞれ太政大臣の

職掌として与えられたものに通ずる点がある。詳細は省くが、兩天皇が太政大臣である基経に与えた職掌は、万政領行・百官総己・奏宣文書内覧の三種で、それがのちに関白の職掌として定着したのは周知のとおりである。しかし時平・道真の兩名に付与された職掌は、それが内覧と称された点からも判断できる如く、奏宣文書内覧が主たる任務で、万政領行・百官総己の権までは与えられていなかったようである。

しかし奏宣文書内覧について、さらに具体的にみると、『小右記』長和四年五月六日条に「須以経奏聞之文経内覧」とある如く、内覧は天皇に奏上する文書のすべてを内覧するから、その権限は絶大である。ところで内覧の任命は、時平・道真は讓位の詔に依っているが、後述の如く爾後の例は宣旨に依っている。しかも平安時代には、外記方から下される宣旨と官方から下される宣旨の二通に依って任命されるが、山本氏によると、前者の外記方宣旨を与えられることに依り外記政を、後者の官方宣旨を蒙ることに依り官政を掌握できたといわれている。とするとこの二通の宣旨を与えられた者は、太政官政治を率領できるのである。前述の如く、時平・道真の兩名に宣旨は下されなかったが、彼らが内覧を命ぜられてのち、他の納言が外記政に参加しなくなった。このため道真は、納言らが外記政に参り、ともに朝務の励行をはかるように論じて欲しいと宇多上皇に請うている（『菅家文章』九）が、これは内覧の権限が奏宣文書内覧という関白の職掌の一部に限られているようでありながら、実際にには関白と殆ど同様の権限を与えられたものと、当時の人々に受け止

められていたことを示すのであろう。

もとより関白と内覧は相違している。関白が大臣または前大臣を就任資格の一とするのに対し、内覧は時平・道真の初例からしてもそうであるが、平安時代の内覧の五例が納言であった点にみられる如く、納言以上を資格としている。長徳元年五月八日関白藤原道兼が薨去し、その三日後に、大納言藤原道長(5)が内覧を命ぜられた。すでに摂関制は定着していたから、道兼薨去後、然るべき人物がいれば関白詔が下されても不思議はなかった。しかしこの時、関白詔は下されていない。当時左右大臣は不在で、内大臣に藤原伊周がいたが、彼はすでに政治的に苦境に立っており、道兼の後継者にはなり得ない状況にあった。とすると道兼の後を継ぐのは弟の道長となる。しかしまだ大臣の官に就いていない道長は、関白就任の資格を欠いていたため、時平の先例に倣って内覧になったのである。ところがその時、道長に関白詔を下されたとの風評が流れ、たらしい。『小右記』長徳元年五月十一日条に、

大納言道長卿蒙関白詔之由云々、仍取案内、頭弁示送云、非関白詔、
官中雜事准堀川大臣例可行也者、
(藤原兼通)

とある。関白詔が道長に下されたとの噂を聞いた藤原実資が不審を抱き確認を求めたところ、関白に補任の詔が下ったのでなく、内覧に任ぜられたのであった。道長は大納言であったから、内覧に任ぜられたのであれば問題はなかったのである。

摂政・関白は天皇の政務を輔弼するものとして設けられた職で、いわ

ゆるる官ではなく、公卿の員数外として扱われていたが、やがて摂政・関白は官と見做されるようになる。その点では内覧も当初から天皇の政務を文書内覧の面から輔弼するのを任としたが、その任は天皇との私的かわりの中で命ぜられる性格をもっていた。時平・道真が大納言・権大納言で太政官の上席を占めていたのが内覧任命の理由であるが、同時に彼らが新帝醍醐天皇の東宮時代に、ともに春宮大夫・権大夫であったことも見逃せない。

藤原兼通③は、兄の伊尹が病のため摂政を辞任した後を承けて内覧になっていく。ところで兼通の内覧就任の年月日については、『公卿補任』や『百練抄』などと、『局中宝』や『河海抄』などでは相違しているが、後者の史料のいう天禄三年十月二十七日の正しいことが山本氏の考証で明らかにされている。つまりそれは伊尹が摂政を辞任した四日後に当る。伊尹は病に依って摂政を辞任したが、ときに円融天皇は十四歳で、すでに元服を了えていたので、引続き摂政を補任することはないが、関白を置くことは可能であったし、それにふさわしい人物に右大臣藤原頼忠がいた。頼忠は伊尹がまもなく薨するや、藤原氏中官位第一の人として氏長者になっている。しかるにこのとき頼忠は関白にならなかつたのである。その背後に藤原氏一族中の権力闘争があり、伊尹の弟兼通が兄の後継者の地位を窺っていたためである。当時、藤原氏で頼忠につぐ地位にいたのが大納言藤原兼家で、兼通は兼家の兄でありながら権中納言の地位に止まっていた。それゆえ兼通が頼忠や兼家を超える地位に就く

には障害が多すぎたが、兼通は見事にその障害を克服したのである。つまり兼通が撰んだのは内覧になる道であった。十月二十七日の宣旨で、兼通は「太政大臣不従事之間、宜勤行公務」と命ぜられている(『公卿補任』)。この宣旨にみえる太政大臣とは病のため摂政を辞任した伊尹のことであるが、彼はその四日後の十一月一日に薨去した。兼通の内覧は右宣旨によると、伊尹が政務を行えない間という限定付きであるが、実際にはその後も引続き内覧の任を勤めていたようである。恐らくそれは前掲宣旨が下されたとき、「即日又召御前曰、朕未堪其事、汝可輔佐」と円融天皇から輔弼を命ぜられた(同上書)ことに基づくのであろう。つまり伊尹の後継者にいきなり兼通を充てるにはあまりにも障害が多すぎため、まず限定付きではあれ太政大臣の公務代行を命じ、ついで天皇みずから輔弼を命ずるといった手続きをとったのであろう。当時兼通が、太政官中の席次が第九位であったにも拘らず、内覧になることができたのは、この天皇の勅語によるのである。その意味で、内覧は太政官制に拘束されることなく、天皇の輔弼の必要に応じ随意に任命されるものということができよう。

かくして内覧の任を命ぜられた兼通は、それからわずか一年五ヶ月後に関白太政大臣に昇りつめ、文字どおり官位第一の人となって朝廷内外に君臨することになるが、その契機になったのは、もとより天皇の政務を輔佐するという任務、つまり内覧になったためで、ここに内覧が関白への一階梯と位置づけられることになったのである。

内覧が執政の座にすわるためのステップになったが、もとより摂政・関白のすべてが内覧を経たわけではない。しかし内覧を経て摂政・関白になったのは、摂政・関白に就任するための条件（大臣以上などの就任資格）が整っていないときにまず内覧になり、その条件の整備を待つて摂政・関白に補任されている。前述の藤原道長(5)の場合、関白に就任するための資格を欠いていたために、まず内覧になったのである。ただし道長は(5)と(6)の二度内覧宣言を蒙っている。(5)のときは前述の如く大納言であったが、二度目の(6)のときは三条天皇の踐祚後で、すでに左大臣に補任されていたながら内覧になっている。しかもこのとき道長は関白補任の要請を固辞して内覧になっているから、一概に摂政・関白の補任資格の欠如のみで内覧の任命を説明できないが、道長の二度目の内覧就任には道長自身の政治的判断があったようであり、のち道長は摂政となつて摂関政治の最盛期を迎えるが、この内覧就任が重要な役割を果していた様子である。爾後内覧になった藤原師実(8)・同忠実(9)・同忠通(11)はいずれも内覧から関白になっているし、藤原頼長(13)は、兄の関白忠通に代わつて政権を掌握するために内覧になったのは周知のとおりである。

摂政・関白に補任の前提として内覧になった事例とは反対に、摂政・関白となつて数十年も執政の座にいたものが、その地位を退いたのち内覧を命ぜられた例もある。藤原頼通(7)・同忠実(12)の両例がそれに当る。ただし頼通が内覧になったとする史料はない。それにも拘らずここで内覧の例としたのは、頼通がしばしば関白の辞任を請うが、ときの後冷泉

天皇は聴許されず、引続き関白の重職に留まらせようとした。しかし度重なる辞任の上表に、ついに天皇は治暦三年十二月五日に至り、頼通の上表を納れて勅答を下した。だがなお頼通の国政参加を強く望んだ天皇は、「太政官奏政巨細、悉可諮詢」との勅を頼通に下したのである（『一代要記』二 後冷泉天皇）。この勅の文言が、これまでのべてきた奏宣文書内覧とはまったく同じではないにしても、かつて兼通が円融天皇から「朕未堪其事、汝可輔佐」と命ぜられたものと同様のものであろう。兼通はこれによつて内覧になるのであるから、頼通がこのとき内覧を命ぜられたとみると、前関白が内覧になった初例となる。数十年も執政に當つてきた頼通に対する優遇措置の一つとして内覧の任命がおこなわれたともいえそうであるが、前関白の政治的経験を生かす道として内覧の任命が行われたとみるべきであろう。このとき摂政はもとより関白も置かれていたわけではないから、頼通が万機諮詢に預かつたのである。しかし翌治暦四年四月七日、頼通は万機諮詢の恩勅を辞退して弟教通にそれを委ねることを請い、勅許を得て、その日教通が関白に補任されたのである（『一代要記』二 後冷泉天皇）。

藤原忠実(12)が内覧になったのも頼通と同じ例である。忠実はすでに(9)と(10)の二度内覧宣言を蒙っていた。初度は康和元年六月二十八日父師通が薨去し、その服解の明けた八月二十八日に権大納言で内覧になっていた。ついで長治二年十二月二十五日関白になったが、このとき内覧の任は関白の職掌の一部、奏宣文書内覧に吸収され、内覧は発展的に解消さ

れた。爾來忠実は関白・摂政・関白と引続き執政の座を占めたが、白河上皇は保安元年十一月十二日、関白忠実の内覧停止を命ぜられた。その政治史的意義は省略するが、関白忠実の内覧停止は、関白の職掌の一つである奏宣文書内覧を停止することで、関白を解任されたわけではない。しかし関白の主要な任務の一つが停止されたことは、関白を停められたのと同様の意義をもっていた。ところが翌年正月十七日に「内覧如元」の宣旨が忠実に下され、関白の権限のすべてを復旧したのである。これが忠実に下された二度目の内覧であるが、その宣旨の下された五日後に忠実は関白を辞任している。関白の辞任を前提に、関白の一職掌である奏宣文書内覧を復旧したのであろう。

天承二年正月十四日、忠実⁽¹²⁾は三度目の内覧を命ぜられることになった。忠実は、関白辞任後しばらく宇治に隠棲していたが、やがて白河上皇の崩御ののち政界に復帰し、まもなく内覧宣旨を蒙ったのである。ただその日の儀について『中右記』は、頭弁に依って忠実の文書内覧が仰下されたが、院宣に依っていること、密儀として行われ、上卿の奉行がなかったと記している。しかし保安元年の内覧停止は院宣で行われたが、停止解除を命じた宣旨は従前と同じ手続きを経て発給されているし（『中右記』）、また藤原頼長⁽¹³⁾が内覧宣旨を下されたときも、天皇に奏上することなく鳥羽上皇から直接院宣が下されている（『本朝世紀』久安七年正月十日条）が、その後の次第に依ると、更めて外記方・官方から宣旨が下されている。したがってそれと同じ⁽¹²⁾の忠実の場合も、院宣を

蒙ったのち、従前と同様の手続きに依り内覧を命ぜられたと考えるとよいのであろう（橋本義彦氏「院宮文書」『日本古文書学講座』古代 二）。

かくの如く前関白の忠実が内覧を命ぜられたが、恐らくそれは頼通が万機諮詢を命ぜられていたものに倣ったのであろう。しかし両者が相違するのは、忠実が内覧を命ぜられたとき関白が置かれていた点である。これまで内覧を命じたときの状況をみると、一例を除けば、いずれも摂政・関白の不在のときであった。その一例も一条天皇の関白藤原道隆が病に依って政務を覽ることができなくなったとき、「関白病間」に限って内大臣藤原伊周⁽⁴⁾に内覧を命じたもので、関白と内覧が併置されたとはいえ、関白の不執政に由る内覧である。したがって実際上は他の内覧の場合と同じである。だが忠実が三度目の内覧を命ぜられたとき、関白忠通は病気どころか、執政に意欲的であったから、関白と内覧の併置は新たな政治的緊張を醸し出すことになる。もともと関白忠通の権力を制肘する目的で置かれた忠実の内覧である。政治的緊張は当然予想されていたところであるが、その点は省略する。いずれにしろ摂関と内覧が併置される先例になったのである。

忠実の子頼長⁽¹⁴⁾が内覧になったのも、関白と併置の例である。忠実は嫡子である忠通の関白を解任し、代わって頼長を関白に補任しようとするが、周知の如く関白の補任権は天皇にあるため、父忠実といえども忠通の関白解任は思うに任せず、このため頼長を内覧にし、関白忠通と併置したのである。本稿冒頭に掲出したが、頼長が「僕已為執政之身」と

日記に記したのはこのときのことである。ついで頼長は、摂関と同様にその室家の政所を置き、室家を北政所と号する(『本朝世紀』仁平元年二月十八日条)など、内覧を摂関と同等のものに位置づけたのである。

以上平安時代の内覧の諸例を検討しながら、内覧に関する種々の問題を考えてきた。ここにみた内覧の諸問題は、その後の内覧の中で様々な形で現れてくる。したがって本節で取上げた諸点について、要約的に記しておこう。

- ① 内覧の職掌は、関白の職掌の一つである「奏宣文書内覧」である。
- ② 内覧就任の資格は、前任・見任を問わず納言以上である。
- ③ 内覧は天皇の政務を輔弼するものであるから、その補任は天皇・上皇の意志に基づき、常置ではなく、また補任に際し、必ずしも太政官中の序列に拘束されない。
- ④ 内覧は関白に至る一階梯として位置づけられ、内覧を経て関白になる例が少なくない。
- ⑤ 前摂政・前関白が内覧を命ぜられたこともある。
- ⑥ 内覧と関白が併置されたこともある。

以上の諸点を踏まえ、次節で内覧の補任を宣旨の面から考えてみよう。

二 内覧の補任と宣旨

内覧の補任は宣旨に依って行われた。僅かに前述の如く、藤原時平(1)

と菅原道真(2)は宇多天皇の譲位の詔に依り、また藤原頼通(7)は後冷泉天皇の勅に依って内覧を命ぜられている。しかし、前者はまさに内覧の初例で、内覧の任命方法が確立する以前のもの、また後者は前にも記した如く、勅語の中には内覧の語はないが、関白を辞任した頼通に与えられた任務は万機諮詢に預かるもので、もとより内覧をも含むものである。本稿ではこれも内覧の一種とみるが、いわゆる内覧とは趣を異にしているのも事実である。だからこそ関白辞任に当り、とくに後冷泉天皇は頼通に勅を下したのである。この両例を除くと、他の内覧のすべては宣旨に基づいて補任されている。

宣旨は、外記局の作成する外記方宣旨と、弁官局の作成になる官方宣旨の二通がある。『朝野群載』七に収める内覧宣旨は、藤原道長(5)・同師実(8)・同忠実(9)の三名の分であるが、そこには各人に一通の宣旨しか例挙していない。しかしその宣旨の内容をみると、道長・師実の分は官方宣旨で、忠実に対する分は外記方宣旨であるが、官方・外記方の両宣旨が同時に作られていたのは明らかである。そのような宣旨は、山本氏の指摘の如く、藤原兼通(3)のときすでに作成されていたと考えられるが、爾来藤原思通(11)のときまでは、確実に外記方と官方の宣旨が同時に作られていたのである。

ところが、藤原忠実(12)のとき院宣が下され、頼長(13)にも院宣が下されていたが、両者は若干従来とは異なった形式で内覧を命ぜられている。しかし前節でのべた如く、後者に外記方・官方の両宣旨が下されていた

から、恐らく前者にも両宣旨が下されていたのであろう。

もっとも頼長⁽³⁾に対する宣旨には問題がある。『朝野群載』等に依ると、外記方宣旨には、その文面中に「太政官所申之文書」を内覧せよと命じた箇所があるが、官方宣旨には「官中雑事」つまり太政官内の雑事を行わせるとある。ところが頼長の蒙った宣旨は、外記方・官方ともに「官中雑事」のことだけで、「太政官所申之文書」の内覧のことはみえない。そこで『本朝世紀』に依って右宣旨の発給次第をみると、頭弁朝隆朝臣が外記・弁官の両者に対し、「官中雑事、先触左大臣、宣奉行」と仰せている。したがって、外記・弁官はこの仰せに基づいて宣旨を作成しているのであるから、外記方・官方の両宣旨が同文になっているのは当然であらう。とすると、何故外記・弁官の両者に、同一文面の宣旨作成を命じたのであろうか。

後の記録であるが『康富記』の享徳三年七月二十七日条に、

内覧宣旨事、以往外記方被宣下了度々也、後法性寺殿時分已来、官方被宣下敷云々、

とある。かつて外記方宣旨の作成されていたこともあるが、藤原兼実⁽⁴⁾以来官方宣旨のみになったと記している。確かに鎌倉時代以降の内覧宣旨をみると、江戸時代後期の二、三の例を除けば、すべて官方宣旨のみである。たとえば『宣胤卿記』の永正十一年八月二十九日条にも「内覧事、不仰外記云々、師象朝臣申之」とあるとおりである。その点では、内覧の任命に際し、いつも外記・弁官の両局からそれぞれ宣旨が下されたとい

う通説は修正を要する。

それにしても、いつごろから内覧宣旨が官方宣旨のみになったのかであるが、『康富記』は兼実のころとする。しかし兼実が内覧になった翌日の『玉葉』に依ると、「今朝史頼清・大外記頼業等持来内覧宣旨」とある（文治元年十二月二十九日条）から、官方・外記方の両宣旨が作成されていた。ただ残念ながら宣旨の文面は不明であるが、『康富記』が兼実の時分に官方宣旨のみになったとするのは事実にあわない。そこで兼実以後に内覧になった人について個別に検討する必要があるが、鎌倉時代に内覧になった事実は確認できても、宣旨の文面はもとより、宣旨の作成者を明記したものが殆どない。わずかに寛元四年正月二十八日関白一条実経に下す予定で作成していた内覧宣旨が、未使用のまま作成者の小槻淳方に返却された例がある。それに依ると、内覧宣旨は官方のみで作成されていたようである（『葉黄記』）。また建治元年十月二十一日に撰政鷹司兼平⁽⁵⁾に下した内覧宣旨は『勘仲記』に引かれているが、これも官方宣旨のみで外記方宣旨はない。したがって『康富記』の記述はそのまま認められないにしても、兼実の内覧以降さして遠くないころに、内覧宣旨は官方のみになったのであろう。

さて内覧宣旨が官方のみによって作成されることになったのと、頼長の内覧宣旨が官方・外記方の両者から発給されながら、その文面が官方宣旨のものと同じになったのとは恐らく関連があり、官方・外記方の両者から同一文面の宣旨が発給されることになって、外記方宣旨の必要性

がなくなつたものと思われる。しかしそれでは、なぜ外記方宣旨が官方宣旨と同じ文面になつたのであろうか。いまその理由は明らかでないが、強いていえば、平安時代末の外記政の衰微と関連あるかも知れない。いずれにしろ鎌倉時代以降、内覧宣旨は官方から発給されることになつたが、その宣旨の文面は四種に分けることができる。それを概念的に記すとつぎのとおりである。

- (A) 弁官伝宣、上卿宣、奉勅、官中雜事宜先触某奉行者、
- (B) 弁官伝宣、上卿宣、奉勅、某宜如旧令内覧万機者、
- (C) 弁官伝宣、上卿宣、奉勅、宜令某内覧万機者、
- (D) 弁官伝宣、上卿宣、奉勅、官中雜事如旧先可触某者、

(A)～(D)の宣旨は、平安時代から江戸時代末に至る間のものを大別したのであって、仔細にみると微妙な相違(たとえば(B)や(C)の「宜」の位置が異なる)もあるが、基本的には右の四種に分けて問題ないと思う。そこで右の四種の使用状況を概観してみよう。ただし宣旨は、すべての内覧について残っているわけではない。それに、たまたま管見に触れた記録や壬生本の「関白宣下一会」および「内覧宣下一会」などを手懸りにしたにすぎない。したがって以下の記述は、あくまでも一つの目安を示すにすぎないが、大略の傾向は掴めよう。

(A)は平安時代から江戸時代末に至る全時代にわたって使われている宣旨であるが、天正十三年から天和二年に至る一〇〇年間には作成されていない。また(A)の宣旨を蒙つたものは、いずれも内覧に初任のものであ

る。わずかに永正十年関白に再任された近衛尚通(96)、安政五年関白在任中の九条尚忠(134)、文久二年関白になつた近衛忠潤(135)の三例は、ともにかつて内覧宣旨を蒙っているから、初任でないときに(A)の宣旨を下されている。しかしこの三例とも、内覧初任のとき(A)の宣旨を蒙っているが、その後内覧を辞し、しばらくしてまた内覧を命ぜられたとき、同じ宣旨を下されているのである。

(B)は「如旧令内覧万機」とあるのからもわかる如く、かつて内覧宣旨を蒙っていたものが改めて内覧を命ぜられたときに下された宣旨で、管見のかぎりこの種の宣旨の残っている早い例は、貞治六年に関白を辞任した二条良基(96)が、関白辞任の日に改めて内覧を命ぜられたときの宣旨である(『師守記』貞治六年八月二十八日条)。しかし宣旨自体は残っていないが、これ以前に関白を辞任したもので、引き続き内覧を命ぜられているものに(B)の宣旨が下されていたのではないかと思われる。(B)の宣旨は江戸時代の前期まで用いられているが、正保四年撰政一条昭良(107)に下されたのが最後である(『忠利宿禰記』正保四年三月二十八日条)。したがって内覧再任のときは、鎌倉時代以降江戸時代前期に至る間、(B)の宣旨が用いられていたことになる。ただしこの間、永正十年近衛尚通(96)が内覧再任のとき、前述の如く(A)の宣旨を下されている。また前述したが、内覧に再任のもので(A)の宣旨を下された例はさらに二例(134 135)ある。この二例はともに正保四年以降のものであるが、(96)も含めなぜこれら三例が内覧再任でありながら、(B)の宣旨でなく(A)の宣旨を蒙っていたのか、残念

ながらいまその理由は明らかにできない。

(C)は(B)の宣旨から「如旧」の語のないもので、初めて内覧を命ぜられたものに下されている。その点では(A)と同じであるが、(A)が天正十三年から天和二年のほぼ一〇〇年間にわたってその例がないのに対し、(C)はまさにその期間のみに用いられている。したがって内覧の初任に当って作成される宣旨は、(A)↓(C)↓(A)になるが、(A)↓(C)、(C)↓(A)への変化が何を契機にしていたのかは明らかでない。

(D)はその文中に「如旧」とあるのからも明らかなく、かつて内覧宣旨を蒙っていたものが、更めて内覧を命ぜられたときに下されるもので、(B)と同じであるが、(B)が江戸時代前期まで用いられているのに対し、(D)は江戸時代中期以降に用いられている。

以上(A)と(D)の各宣旨の用いられ方を概観したが、(A)と(C)は内覧に初任の場合、(B)と(D)は内覧に再任の場合に用いられた宣旨であるが、宣旨の文面が(A)↓(C)↓(A)、(B)↓(D)と変化している。しかしいまその理由を説明することができない。

ところで前に鎌倉時代以降二、三の例を除くと、内覧の任命に当って外記方宣旨は作成されていないとのべたが、寛政七年の鷹司政興⁽¹²⁸⁾、安政五年の近衛忠潤⁽¹³³⁾、文久三年の二条斉敬⁽¹³⁸⁾の三名に外記方宣旨が下されている。外記方宣旨には、平安時代の例によると、「太政官所申文書」の内覧を命じたものと、「官中雑事」を触れさせるのを命じたものと二種があって、前者が一般的であるのに対し、後者は藤原頼長⁽¹³⁾に下した

一例があるのみであった。ところが江戸時代の右の三例は、いずれも後者の例である。江戸時代に外記方宣旨を作成することにした理由は明らかでないが、古式に倣って外記方宣旨を作成したのであろう。なおこのとき官方の(A)の宣旨も下されている。前述の如く、(A)は内覧初任のときに下される宣旨であるが、右三例はいずれも内覧に初任のものであることに、またいずれも関白補任以前であることが共通している。江戸時代末に至り、関白に補任される前に内覧を命ぜられたものに、外記方・官方の両宣旨が作成されるようになったのである。

内覧宣旨の文面およびその作成者を検討してきたが、それらは必ずしも一様ではなく、いく度かの変遷のあるのが判明した。しかしこの変化は単なる文言の変化だけでなく、内覧のあり方にもかわるものと思われるが、その意味については、今後の課題としたい。つぎに視点を變えて、内覧の形態と変遷を概観してみよう。

三 内覧の形態と変遷

第一節で成立期の内覧を取上げ、内覧を命ぜられたとき摂政・関白が在任中か否か、また前摂政・前関白が内覧になった事例などについてのべたが、再度その点も含め、内覧任命時の状況を摂政・関白とのかかわりの中で整理してみよう。

(一) 摂政・関白の不在のとき内覧を置いた。

(二) 摂政・関白の在任中に内覧を置いた。

右の二つのケースが考えられるが、さらに内覧になったものの官職をもとに分けると、

(イ) 大臣・納言が内覧になった。

(ロ) 前摂政・前関白が内覧になった。

(ハ) 摂政・関白が内覧を命ぜられた。

以上の三つの場合がある。これを(一)と組み合わせると、(一)には(イ)と(ロ)の場合があり、(二)には(イ)と(ハ)の場合がある。以下その各々について検討しよう。

(一)の(イ) 内覧の初例である藤原時平(1)・菅原道真(2)を始め、平安時代の藤原兼通(3)・道長(5)(6)・師実(8)・忠実(9)・忠通(11)の各例と、天文十一年の一条房通(8)、正保四年の近衛尚嗣(106)、元文二年の一条兼香(122)、寛政七年の鷹司政熙(128)、その後醍醐天皇の親政の例とがある。平安時代に比較的多くみられるが、関白不在のときに内覧を命ぜられたものは、やがて関白に補任されている。もっとも一条房通と近衛尚嗣の両例は、内覧補任後、直ちに関白になっていない。房通が内覧になった二十日過ぎに関白補任の詔が下っているが、関白詔を蒙ったのは房通ではなく鷹司忠冬で、房通が関白になったのは忠冬の関白解任後であった。また近衛尚通が摂政九条道房の薨去後に内覧を命ぜられたが、まもなく摂政になったのは尚通ではなく一条昭良であった。したがってこの二例に依ると、摂政・関白の不在のとき大臣・納言を内覧にするのは、将来摂政・

関白に就ける前提ではなかったと考えられようであるが、実はそうではない。道房の薨去後、尚通を内覧にしたのは、将来尚通を摂政にしようとの後水尾天皇の配慮にもとづいていた。しかるに江戸幕府が一条昭良を摂政に還補するように求め、尚通の摂政補任が実現しなかったのである(『尚通公記別記』正保四年三月二十八日条)。尚通が関白になったのはそれから四年後のことである。房通が内覧になりながら、関白にすぐ就任できなかった理由は明らかではないが、尚通の例の如き事情があったかも知れない。もしそうだとすれば、大臣・納言が摂政不在のとき内覧になったのは、やはり摂政補任を前提にするものであったといってもよいのであろう。

ところで後醍醐天皇の親政の間の事例は少し特殊である。後醍醐天皇は、元弘三年五月隠岐遷幸から帰京に当り、いわゆる「伯州詔命」に依り関白鷹司冬教の解任を命じ、ついで六月天皇の隠岐遷幸の間に行われていた叙位任官をすべて破棄する一方、天皇親政の方針のもとに新たな任官を行った。しかし注意されるのは、冬教の解任後の補充人事を行わなかった点である(『元弘日記并裏書』元弘三年六月十二日条に「不置関白職、自為聞召也」とある)。

『公卿補任』の建武元年条によると、二条道平・近衛経忠・鷹司冬教の三名に内覧の注記がある。道平は前年六月十二日に左大臣に還任し、建武二年二月四日に薨ずるまでその任にあったが、『公卿補任』は同元年・二年条に内覧と注している。経忠は建武元年二月二十二日に右大臣

に補任されているが、「内覧如元」とみえる。もっとも経忠は同年十月九日に右大臣を辞し、代わって冬教が補任され、その冬教がこのとき内覧になったが、経忠も「内覧如元」とある。したがって建武元年初めには道平・経忠の両名が内覧であったが、同年暮れには冬教も加わって内覧三名が併置されている。ところで道平・経忠の両名が内覧になった年月日について『公卿補任』には明記していないが、後醍醐天皇の新政開始の年（元弘三年）に、延喜の佳例を追って内覧に補任されたい（『太平記』十二）。延喜の治を理想とする後醍醐天皇は、天皇親政を行うために内覧を置かずに内覧を補任したのであるが、建武二年二月に道平が薨去し、ついで十一月に冬教が内覧を辞任したため、内覧併置は崩れ、翌三年に天皇がふたたび吉野に遷幸し、天皇の追った延喜の治の理想はついに実現しなかった。そして唯一人残った経忠は、光明天皇の命に依り内覧に補任されたのである。

ところで後醍醐新政の間に内覧を命ぜられた三例は、いずれも大臣であったが、実はこの三人ともかつて内覧に補任されていたことがある。しかし内覧を置かないという天皇の方針によって左右大臣に補任され、内覧になっていたのであった。したがって(イ)の事例の如くみえるが、実際には(ロ)の例に含まれるものでもある。

(一)の(ロ) この例は右三例のほかに、平安時代の藤原頼通(7)と室町時代の明応六年六月七日に二条尚基の内覧を辞任した近衛尚通(9)の二例がある。ただし尚通の内覧は、その十日後に尚基が内覧に補

任されるまでのものではないかと思われる（『後法興院記』）。

以上の各例から、(一)の内覧は、摂政・内覧の不在の間、奏宣文書内覧の職務を行うことで天皇の政務を輔弼するもので、さらに(イ)の場合は、執政の地位に就くための前段階として位置づけられ、(ロ)の場合は、すでに執政を経ているから、その政治的経験を生かし、摂政不在の間の政務運営をはかるものであったといえる。

(二)の(イ) 摂政・内覧の在任中に大臣・納言を内覧に任じた例は、平安時代の藤原伊周(4)、藤原頼長(3)の二例のほか、鎌倉時代の藤原兼実(4)、九条良経(15)、一条内実(28)、室町時代の鷹司政平(60)、戦国時代の近衛植家(80)、九条兼孝(89)、江戸時代の一条道香(123)、近衛忠熙(133)、二条斎敬(138)のあわせて十一例である。このうち平安時代の二例については第一節でのべた如く、伊周(4)は内覧藤原道隆の病の間、その職務を代行したもので、形式上はともかく、実質的には(一)の(イ)に近い。しかし頼長(3)の場合は、内覧藤原忠通の権力奪取を狙いとするきわめて政治性の強い内覧であった。前述の如く内覧の職掌と内覧の職掌の一部は「奏宣文書内覧」という点で共通のため、内覧を補任することは内覧の権限と競合することになる。このため藤原兼実が「内覧両人之条、偏禍乱之源也」とのべ、保元・平治の乱の原因を内覧にあると記している如き問題が生じたのである（『玉葉』文治元年十二月二十七日条）。

兼実が頼長の内覧を右の如く評したのは、摂政藤原基通の解任を画策した源頼朝が、現実に摂政の解任が不可能と知って兼実を内覧とし、摂

政の権限を實質的に取上げようとしたことに関連してのものである。このとき兼実は、頼長の例や摂政と内覧の併置の例はないなどの理由をあげて一応は固辞するが、後白河上皇の裁断に依つて内覧になったのである。摂政と内覧併置の初例である。

摂政と内覧が併置された例はこのほかに五例あるが、うち四例は前関白が内覧になって摂政と併置されたもので、大臣で内覧になり摂政と併置されたのは右の兼実(4)のほかには、九条良経(5)の一例があるのみである。良経は兼実の子で、建仁二年十一月二十七日に左大臣で内覧になるが、そのときの摂政も藤原基通であった。ただこのときは、頼長や兼実が内覧になったときと違い、基通の背後にいて強大な権力を握っていた源通親が薨去し、基通は勢力を失っていたのである。その基通と併置された内覧であったから、政治的に混乱が生ずることはなかったのである。その意味では、良経は摂政になるのを前提とした内覧であったといえよう。事実良経はまもなく摂政に補任される。

これ以後、大臣・納言の内覧と摂政の併置された例はないが、関白と併置されたものが七例ある。これらを見ると、実に様々な理由で内覧が置かれている。まず嘉元二年十二月十七日に内覧を命ぜられた内大臣一条内実(6)は、内覧任命の日に薨じている。内実は将来摂政・関白に昇進するとの期待を寄せられていたが病に冒されたため、急拠内覧宣旨が下されたので、内覧が処遇という性格をもち始めることになる。文明十年に内覧になった鷹司政平(6)の場合にも同様の面がある。当時九条政基が関

白在任中であつたが、政平とともに近衛政基が後継者と目されていた。しかし政基はすでに関白になる勅約があつたらしく、政平は後継者争いから脱落するのであるが、政平は政基よりも上首であつたこと、政平が摂関に補任されなかつた場合、鷹司家では代々続いてきた摂関補任が中絶してしまふことから政平を内覧にしたのである(『大乘院寺社雜事記』文明十年六月七日条)。代々摂関に補任されるのを原則としている五摂家の各家々で、摂関に補任されない世代の出現はその後の摂関継承に遅れをとるため、内覧を摂関と同類とし、内覧に補任されると、たとえ摂関にならなくてもその世代のものは摂関になつたのと同等のものと觀念されたのであろう。一条内実の場合も、一日内覧ではあつたが、内覧であつたがゆえに、一家家では摂関の補任が一代中絶とはならなかつたのである(『康富記』文安四年六月十五日条)。したがつて政平が関白に就任する道を絶れたために内覧になつたのは、政平個人に対してよりも鷹司家に対する処遇と考えることもできる。もっとも政基が関白を辞任し、ついで政基がその後任に補せられたのは、政平が内覧になつた翌年のことであつたが、そのとき『長興宿禰記』は、政平に「依無御才覚、御当職難叶由、兼日及御沙汰、令蒙内覧宣旨給計也」と辛辣な批評を加えている。これが事実とすると、執政の臣といわれ摂関と同等にさえ見做されている内覧に、摂関たるべき才覚がない人物を任ずる例が現われたことは、内覧が名目的地位になつてゐることを示しているといえよう。

天文四年左大臣近衛種家(6)が内覧になつてゐるが、彼はすでに関白経

験者であり、しかも内覧と同日に准三宮宣旨を蒙っている如く、処遇という性格が強い。同じく天正五年の左大臣九条兼孝(8)の場合も、織田信長の左大臣補任のため内覧を命ぜられたもので、とくに政治上の重要性から内覧を置いたのではなく、兼孝に対する処遇である。

以上の事例に対し、江戸時代に大臣で内覧になった各例は政治性の強いものである。ただし、元文四年の右大臣一条道香(12)は父兼香の関白と併置されるが、兼香が病に倒れ、一時その再起が危ぶまれたために内覧を命ぜられた(『八槐記』元文四年五月十九日条)もので、平安時代の藤原伊周(4)の例と同じケースである。のち道香は父の讓補により関白に就任している。江戸時代末の安政五年に内覧になった左大臣近衛忠愼(13)および文久三年に内覧になった右大臣二条斉敬(138)は、ともに江戸幕府と朝廷との対立抗争の中で内覧になっているもので、その政治的役割は著しく重要である。したがってこの二例は節を改めてのべることにする。

かくの如く摂政・関白の在任中に内覧になった大臣・納言は、平安時代から鎌倉時代前期には摂政・関白に代わる政治性をもち、摂政・関白の解任後、内覧から摂政・関白に就くためのものであったが、鎌倉時代の後期から室町時代の内覧は名目的なものが多く、江戸時代に入ってからたび内覧に政治性が加わってくる。

(二)の(ロ) 摂政・関白の在任中に、前摂政・前関白が内覧になった例をみてみよう。この例では、平安時代の藤原忠実(9)を初例とするが、鎌倉時代以降三十八例を数える。しかしさらに仔細に言えば、江戸時代はわ

ずか三例で、鎌倉・室町時代に集中している。

さて初例の忠実の例は第一節でのべた如く藤原頼通(7)の例にならって命ぜられたのであろうが、その長い執政の経験と実績を生かすためであった。その点のちの前摂政・前関白で内覧宣旨を蒙ったものに共通している。ところで忠実の場合は、関白忠通の権力を抑圧する目的で設置されただけに、その権限は関白に等しいぐらいのものであったが、爾後の前摂関で内覧になった例には、摂関を凌ぐものも少なくない。その初例が九条道家(16)である。

道家の内覧任命の年月日についての確実な史料はなく、わずかに『吾妻鏡』に、寛喜三年七月二日に内覧となり、五日に拝賀を行ったとあり、知足院殿の例に依ったと記しているのみである。七月二日といえば、道家はまだ関白で、五日にその子教実に讓補しているから、もし『吾妻鏡』のとおりとすると、関白在任中に内覧宣旨を蒙ったことになるが、『吾妻鏡』の記事に五日に拝賀とあるので、その日が関白の解任および内覧任命を意味するのかも知れない。しかしいずれにしろ、道家が関白解任後に内覧になっていたことは、『民経記』寛喜三年七月二十五日条に、

今日依記録所評定事、権右中弁光俊朝臣祇候、有長朝臣云、内覧大殿間事内々伺之処、其日公事散状不可覧云々、重事内裏并殿下被申合事可有御成敗也云々、其外又職事於重事者可内覧大殿云々、御存知之旨如此之由有仰云々、早可存知之旨所示也、

とあるのからも明らかである。ところで右の引用文からもわかる如く、

道家の内覧は国家の重事、関白の申合せを取扱うのである。関白の父としての道家は、内覧になって関白九条教実の後見人の役割を担ったのであるが、その後、いつまで道家が内覧であったのか確認できない。教実が関白に補任された翌貞永元年十月四日、四条天皇が踐祚されると、教実は摂政に補任された。このとき道家に「内覧如旧」の宣旨が下された形迹はない。或いはこの時点で道家の内覧の任は停止されているのかもわからないが、引続き道家が政界に影響力をもっていたのはよく知られている。ついで教実が摂政在任中に急逝すると、道家がその後任としてカムバックし、やがて女婿近衛兼経に摂政を譲ったのちも、大殿として隠然たる勢力を保持し続けたのである。

道家が大殿としてどれほどの公的権力をもっていたか、また大殿権力がなかにを根柢に形成されたかについては別個に検討する積りであるが、西山恵子氏は、鎌倉期に於ける大殿の公的権力の基盤に内覧宣旨があったとされる。西山氏は内覧制を概観の後、鎌倉期に摂関制が形骸化したとき、摂関という抽象的なものより、内覧という具体的職掌の方が実質的効力をもち、摂関制を凌ぐ職掌になったとし、その内覧と大殿とが結びつくことにより大殿は摂関の更迭をも可能とする政治的権力を得たとされる。内覧が摂関を凌ぐ職掌になったとの評価には賛成し難いが、大殿が内覧宣旨を蒙って政治的・公的権力を確保したのは確かであろう。

大殿は摂関を辞任し、藤氏長者を新摂関に譲補したのちも、なお摂関家内に於ける長者的権限を有するものであるが、内覧は「奏宣文書内覧」

を通じて輔弼の任に当るものであるから、両者は異なった性格をもっていった。たとえば文永二年閏四月十八日に関白を辞任した二条良実は、同日「被定可為大殿之由云々」とある如く大殿になるが、別に朝廷に出仕して政治に介入することはなかった。しかるにその三ヶ月後の七月十六日に内覧宣旨を蒙るや、翌十七日に大殿出仕始、八月二十四日に大殿所充を行い(『新抄』)、大殿として政治参加をはじめ、爾後良実は一条実経・近衛基平の両関白在任中、政務を覧たのである。

かくの如く本来別個の性格であった大殿と内覧が一体化し、摂関を補強する新たな政治体制が形成されていった。しかし大殿は、摂関の父である前摂関、または摂関の母の兄弟である前摂関を原則としていたが、鎌倉時代の後期に至ると、必ずしも右の原則に合わない例も出現しはじめ、前摂関が摂関の父でなくとも内覧宣旨を蒙るようになる。政治的な事由に依ることなく円満に摂関を譲補したものに對し、優遇措置として引続き内覧宣旨を下すようになる。鎌倉時代後期から室町時代の前摂関で内覧宣旨を蒙った殆どがその例である。ところが天正十三年豊臣秀吉の関白補任のためその職を辞任した二条昭実(9)に内覧宣旨が下されなかったのを境に、前摂関で内覧宣旨を下されたのは、以後江戸時代に三例を数えるのみである。いまなぜ天正十三年の二条昭実のときを境にするのかは明らかではないが、江戸時代の三例については後述したい。

(二)の(六) 摂政・関白の在任中に摂政・関白自体が内覧宣旨を蒙った例をみよう。いうまでもなくその初例は藤原忠実(10)である。ただ前述の如

くこれは一度奪われた関白の権限を復旧したもので、きわめて特殊な例である。したがって直ちにそれが先例にはなり得ないが、仁治三年関白二条良実(8)が内覧宣旨を下されたのが、関白で内覧となった確実な初例である。もっとも忠実以降良実に至る一二〇年間、関白で内覧になったとする例が『公卿補任』と『諸家伝』に三例あるが、それを証明する確かな史料はほかになく、良実を事実上の初例としてよいであろう。

良実を確実な初例とする別の理由は、もともと関白が内覧宣旨を蒙ることが不自然だからである。つまり関白自体が「奏宣文書内覧」の職掌をもっているうえに、改めて内覧宣旨を蒙るのは屋上屋を架する感があるからである。ところが、近衛兼経(7)が関白を辞任すると、兼経に引き続き出仕が命ぜられて、内覧宣旨が下されたらしいのである。もっとも兼経に内覧宣旨が下ったとする史料はないが、『公卿補任』(仁治三年条)に「兵仗如元」とあり、『平戸記』に「兵仗不被返上、猶可出仕給云々」とある(仁治三年三月二十五日条)。前関白兼経が従前通り出仕することは、内覧として政務にかかわることを意味するものらしく、その一ヶ月後に兼経は兵仗を辞退するが、「前関白殿兵仗御辞退表持参、内覧之間也」(『平戸記』仁治三年四月二十五日条)とあるのはその間の事情を説明しているであろう。したがって兼経は関白辞任後も引続き内覧を命ぜられていたのであるが、兼経とともに新関白良実にも内覧宣旨を下し、政治的に両者の均衡をはかったのであろう。

しかし関白に内覧宣旨を下す慣例はまだ確立していない。寛元四年正

月二十八日、一条実経が関白詔書を下されたとき、内覧宣旨も併せ下すべく準備していたが、「直被下関白詔之上、専不可有内覧宣旨」との理由で内覧宣旨は下されなかった(『葉黄記』)。このとき関白のほかに内覧が置かれていなかったことが関係するのであろう。しかしそれから二十二年ばかり後の文永四年十二月九日に関白になった近衛基平(2)に内覧宣旨が下っている(『新抄』)。このとき前関白二条良実(8)も内覧になっているのであるが、このうち前摂関が内覧になっていなくても、摂関になると内覧宣旨が下されるようになってくる。もとより摂関のすべてが内覧宣旨を蒙るわけではなく、一条兼良が関白になったとき「関白則内覧故云々」との理由で内覧にはならなかったし(『公卿補任』文安四年条)、その後一条家では関白になると内覧宣旨を下されないのを例にしたという(『惟房公記』所収「関白宣下別記」永正十年十月七日条)。但し室町・戦国時代の例では一条家出身の摂関で内覧宣旨を蒙ったものもある。

かくの如く関白に内覧宣旨を下す例が鎌倉時代中期以降に始まるが、一方、すべての関白に内覧宣旨が下されないのは関白の力柄とは関係なく、したがって内覧の宣旨を蒙ると否とにかかわらず、関白の権限にはとくに影響はなかったのである。もともと関白はその権限の一部に内覧のことを有しているのであるから、関白で内覧宣旨を蒙るのは単なる形式を整えるだけのものであった。それだけに関白に内覧宣旨を下す例は次第に増加し、天正十三年、二条昭実(9)が関白補任の日に内覧宣旨を蒙って以降、歴代の摂関が内覧宣旨を蒙っている。

以上、撰関と内覧の関係について、撰関の在任中と不在中に分け、内覧の身分をもとに大臣の場合、前撰関の場合、そして撰関自身の場合についてそれぞれ検討してきた。ただ江戸時代の内覧については、それどころで触れてはおいたが、保留した点もあるので節を改めて論ずることにしたい。

四 最後の内覧

豊臣秀次の関白解任後、慶長五年に九条兼孝が関白に補任されるまでの五年間は関白不在であったが、内覧もまた置かれていなかった。しかし兼孝が関白に補任されて以降、江戸時代末に撰関制が廃止されるまで殆ど断絶なく撰関が補任されている。内覧も兼孝が命ぜられて以降、連続して置かれているが、これも撰関制とともに廃止された。それについてはもとより、江戸時代の内覧については前節までにその都度触れておいたが、一、二保留した点もあるので、本節ではその点を中心にする。しかしそのまえに一応江戸時代の内覧を概観しておこう。

江戸時代の内覧では、まず撰関不在のときに内覧を命じた例(106・122・128)がある。また撰関在任中に大臣を内覧にした例(123・133・138)、同じく撰関在任中に前関白を内覧にした例(120・131・136)もある。このうち前関白を内覧にした例は、関白としての経験をその後の政局運営に生かしていくもので、単に前関白の処遇という性格以上のものである。ま

た撰関在任中に大臣を内覧にしたもの、および撰関不在のとき内覧を命じたものの六例は、内覧から撰関になるのを前提にするものであった。

しかしこれらは江戸時代の内覧総数の五分の一で、残る五分の四は撰関補任時に内覧を命ぜられたものである。かかる内覧については前節でものべたが、内覧宣旨を蒙ったからといって、とくに撰関の権限が拡大されたわけではない。ただこの種の内覧は鎌倉時代中期に始まり、次第に多くなって天正十三年以降すべての撰関が内覧を命ぜられることになる。いままぜそれが天正十三年なのか、或いはもう少し時代を遡上れないかについては確定的ではないが、撰関解任後にその優遇措置として内覧宣旨を下されていたのが、前述の如く天正十三年以降行われなくなっていることと関連するのかわからない。

ところで江戸時代に撰関を解任されたもので内覧を命ぜられた例は、前述の如くわずかに三例であった。また代替りなどで引続き撰関に補任された場合は、更めて内覧宣旨を下されていたが、元禄年間の一条冬経(112・113)を最後に、以後は、一度内覧宣旨を下されると、その任を解かれるまで、更めて内覧宣旨が下されなくなるようである。

右の如く整理すると、江戸時代の前後に、内覧の補任のあり方に若干の変化があるようであるが、内覧自体の性格は基本的には変化してはいえず、鎌倉時代中期以降の内覧とくらべて、とくに大差ないようであるが、具体的に内覧の任命の跡をみると、江戸時代末期の政治過程の中で、特殊な内覧の補任形態が窺える。したがって若干政治史との絡

みて内覧について考えてみよう。

安政三年八月八日、九条尚忠が関白に補任されたのは、四分の一世紀以上関白の任にあった鷹司政通の後任としてである。このとき尚忠⁽¹³¹⁾も政通⁽¹³¹⁾もともに内覧宣旨を蒙っているが、尚忠は江戸時代の撰関のすべてがそうである如く、関白になったための内覧宣下で、政通はこの日准三宮宣下を蒙っている如く、政通に下された内覧は儀礼的性格が強い。しかし政通はその後尚忠とともに朝議に預かることになるが、幕府が勅許もなく日米修好通商条約を締結し、その処置をめぐる朝幕間の緊張の中で、政通は安政五年七月二十七日内覧を辞任した。尊皇派・佐幕派という分類で政通の立場を律し切れず、一説に幕府の条約調印に同調する関白九条尚忠を牽制するため、政通が内覧を辞任したともいわれている。しかし尚忠は、政通の辞任後も朝幕間の摩擦を最少限に抑えようとの努力を続けていたが、反幕勢力にとって尚忠の行動は余りにも佐幕的に過ぎると見え、朝廷内においても尚忠に反撥するものも少なくなく、ついに孝明天皇みずから二条斎敬に内勅を下し、尚忠の関白辞任勧告を行うに至った（『尚忠公記』安政五年九月二日条）。安政五年九月四日、尚忠は関白および内覧の辞表を捧呈したのである。天皇は、直ちに尚忠の内覧を停める一方で、左大臣近衛忠熙⁽¹³⁸⁾に内覧を命じたが、尚忠の関白解任を行っていない点が注意される。当時関白の任免は幕府の承諾を要したため、朝廷の一存で、尚忠の関白解任を行うことができなかったためである。そこで朝廷は、直ちに京都所司代に尚忠の関白解任を伝え、

幕府の承認を求めた。だが幕府は尚忠の関白解任に同意すると、朝廷内における佐幕派の代表者を失うとともに、幕府の失政を内外に認めさせることになるのを懸念し、尚忠の関白解任に強く反撥し、朝廷の態度変更を求めたのである（『忠能卿記』安政五年十月六日・七日条など）。そしてついに朝廷は、幕府の威嚇にも似た反撃に屈し、忠熙の内覧を停めるとともに、関白尚忠の解任を撤回し、尚忠⁽¹³⁴⁾に内覧の権を復したのである。おそらく関白尚忠は、その辞表を捧呈後、内覧の任を止められていたこともあって、関白の職務を行っていなかったと考えられるが、朝廷が尚忠の関白解任を撤回して内覧に復してのち、ふたたび尚忠は関白として政務を執ることになったのである。

その後も京都の政局は二転・三転するが、文久二年に入ると、しだいに公武合体派が朝廷内において勢力をもたげ、佐幕派の首領であった関白尚忠に辞職を迫り、ついに同年六月二十三日、尚忠は関白および内覧を辞任することになった。急速に展開する政局の中で、もはや幕府は尚忠の関白解任を止めようとはしなかった。代わって関白および内覧になったのは近衛忠熙⁽¹³⁸⁾である。彼は薩摩の島津久光の勢力を背景にして、公武合体政策を推進したが、やがて朝廷の大勢を占めていた公武合体派勢力が、長州や土州の支援をうける尊攘派勢力におされるとともに、翌文久三年正月二十三日、忠熙は関白を辞任し、鷹司輔漚がその後任に任命された。このとき輔漚⁽¹³⁷⁾は内覧宣旨を蒙っているが、関白を辞任した忠熙⁽¹³⁶⁾も孝明天皇の信任厚く、引続き内覧宣旨を下されている。忠熙が

関白こそ辞任したが、なお引続き内覧として政局担当を行っていたのは、関白に対する尊攘派の攻撃をかわず意味があったようであるが、尊攘派の勢いはますます強く、攘夷断行が具体的日程に上りはじめる中で、ついに忠愍は内覧も辞任したのである。

しかし文久三年八月十八日、いわゆる尊攘派の企てた天皇東征計画が露見し、公武合体派の主導による尊攘派打倒のクーデターが成功すると、公武合体派が急速に勢いを取戻し、右大臣二条斉敬¹³⁸に内覧を命じ、クーデター後の政局收拾がはかられたのである。そして斉敬は、同年十二月関白となり、ついで孝明天皇崩御の後、新帝明治天皇の摂政になり、国事多難の中を政務に精励したが、慶応三年十二月九日の王政復古で摂関制および内覧制が停廃せられたとき、斉敬は摂政とともに内覧も辞し、ここに一千年に及ぶ内覧は歴史を閉じたのである。

むすびにかえて

内覧は平安時代に成立したが、平安時代中期の内覧は、摂関不在のとき、または摂関在任中でも病氣などのため執政不能のとき、摂関に代わって政務を覧るために置かれたもので、その殆どが摂関になった如く、内覧は摂関になるのを前提とするものであった。つまりこのころの内覧は、摂関の代行者で、摂関に准ずるものという性格をもっていた。

しかし平安時代末期に摂関と内覧が併置され、内覧が執政と同等の地

位に引上げられるようになると、摂関の代行者で准摂関的なものから、摂関と対等の政治的権能をもつものへと展開していく。とくに鎌倉時代前期に、摂関の父または舅に当る前摂関が大殿になり、氏長者を越える権限をもって氏内の処理をはかっていたが、その大殿が内覧宣旨を蒙って朝政に参加し、見任の摂関を凌駕する権力をもって国政を左右するようになってきた。しかし、大殿と内覧の關係は大殿があつての内覧であつて、内覧宣旨を蒙ったから大殿権力が拡大されたとみるのは早計である。鎌倉時代の中期以後、摂関の父や舅でない大殿が出現しはじめると、大殿とともに摂関にも内覧宣旨が下されるようになり、大殿と摂関は内覧の点で同等のものになったのである。だがかかる内覧宣旨を摂関が蒙るのは本来不要であつた筈である。いうまでもなく内覧すなわち「奏宣文書内覧」は関白の一職掌であり、摂政にとつていえば、万機摂行という摂政の職掌の中に包含されるべきものだからである。摂関の父や舅などが大殿の場合、大殿に内覧宣旨を下すことによつて大殿の国政参加が行われても、摂関とはミウチ的關係で結ばれ、さしたる政治的混乱は生じなかつた。だが摂関とミウチ的關係のない大殿が出現すると、大殿と摂関とは対等に近い關係となり、大殿に内覧宣旨を下すと、その均衡上、摂関にも内覧宣旨を下す必要が生じたのであろう。したがつて摂関は、本来の職掌に加えて内覧の任も命ぜられたことになるが、実際上は不要である内覧宣旨を下されたのであるから、この内覧宣旨は単に大殿とのバランスをとるだけのもので、内覧宣旨は形式にすぎなくなる。それ故、

撰関に補任されても内覧宣旨を下されない場合があるのは、内覧宣旨自体が撰関にとって本来不要のものだったからであった。

一方、後醍醐天皇が新政を開始すると、延喜の佳例を追って撰関を置かず、内覧のみを任ずる例が出現する。ここにまた新たな内覧の歴史が展開したかの如くである。しかしこのときは関白を置かないことに意義があるもので、内覧に具体的にどれだけの権限が付与され、後醍醐新政に機能したか明らかでない。まもなく天皇が吉野に遷幸するや、ふたたび撰関制が復活し、撰関制下における内覧という形態になっていくが、内覧に政治的性格を窺わせるものは少なくなり、内覧になることは処遇という性格がより表面化し、やがて戦国時代末ごろになると、内覧宣旨はそれ自体としてとくに意味はなくなり、関白補任のさい内覧宣旨を下されるのが慣例になっていく。江戸時代の撰関がすべて内覧宣旨を下されているのはその慣例にしたがっているだけで、その内覧宣旨にそれほどの意義はなかったようである。

ところが江戸時代の末に至り、内覧がふたたび政治的性格をおび、江戸時代末の政治史に重要な意義をもってくる。内覧制が新たな展開をしたということではなく、本来もっていた内覧の一性格が、幕末期の特異な政治状況の中で復活したにすぎないのであるが、撰関制と対比するとき、内覧が復活する意味はある程度明らかになるであろう。

もともと撰関制は天皇の政務を輔弼するのを任として成立したが、次第にそれが官職化し、また鎌倉時代以降、五撰家が互いに交代しながら

補任されるのが慣例となり、さらに加えてその補任が鎌倉・室町・江戸の各幕府の承認を要することもあって、本来の趣旨とは異なった補任が行われてきた。それだけに江戸時代末の如く、政治が朝幕二極を軸に展開されはじめると、朝廷側の政局担当者の任免が朝廷独自の判断で行われるようになる。九条尚忠の関白解任はまさにその例の一つであった。しかしまだ幕府が朝廷を威嚇するだけの力もっていたため、朝廷側の独自の人事は否定されるが、やがて幕府は朝廷に於ける関白等の人事を追認するように変化していく。そしてついに幕府は崩壊するのである。

この間、儀礼化し、待遇となって実質的機能を果していないようであった内覧が朝廷側の主要な役割を果すようになってくる。内覧は撰関制と異なり、撰関の不在または統治不能などのとき天皇の政務を補佐し、撰関の政務を代行するものとして置かれ、そのうちに内覧が儀礼化し、処遇として位置づけられても、内覧本来の性格は僅かに残し、その必要に応じて目的を果たしてきた。しかも内覧は天皇の私的諮詢に應じるものであって、官職化しなかったのである。それだけに江戸時代末に内覧の任免は朝廷の意志によって行うことができたとともに、撰関制が硬化している中で、内覧が政局の收拾に当ることも可能であったのである。

以上の如くのべてくると、更めて内覧の機能や権限をそのときどきの政治過程の中で確定していく作業の必要性を痛感する。しかしそれについては機会を得て別に論ずることにしよう。

内覧補任表 (稿) 1 平安時代

人 名	任命時の官職	年 月 日	任命時の撰関	備 考
藤原時平	大納言	寛平九(八九七) 七・三	不	宇多天皇ノ讓位詔ニ依リ任命 同右
菅道真	權納言	寛平九(八九七) 七・三	不	
藤原兼通	權納言	天禄三(九九七) 一〇・二七	不	天禄三・一〇・二三撰政藤原伊尹辞任
藤原伊周	内納言	長徳元(九九五) 三・二九	關白藤原道隆	關白藤原道隆ノ病ニ依リ任命
藤原道長	權納言	長徳元(九九五) 五・一一	不	長徳元・四・一〇關白藤原道隆薨去
藤原道長	左大臣	寛弘八(一〇一一) 八・二三	不	三条天皇ノ踐祚ニ依リ更メテ内覧ニナル
藤原頼通	左大臣	治暦三(一〇六七) 一・二五	不	是ノ日頼通關白ヲ辞任
藤原師実	左大臣	承保二(一〇七五) 九・二六	不	承保二・九・二五關白藤原教通薨去
藤原忠実	權納言	康和元(一〇九九) 八・二八	不	承徳三・六・二八關白藤原師通薨去
藤原忠実	内大臣	保安二(一一二二) 正・二七	同	關白ニ内覧ノ權ヲ復置
藤原忠通	内大臣	保安二(一一二二) 正・二二	不	是ノ日關白藤原忠実辞任
藤原忠通	前大臣	天承二(一一三二) 正・一四	關白藤原忠通	
藤原頼長	前大臣	久安七(一一五一) 正・一〇	關白藤原忠通	

内覧補任表 (稿) 2 鎌倉時代—江戸時代

人 名	任命時の官職	年 月 日	任命時の撰関	宣旨の型	備 考
藤原兼実	右大臣	文治元(一一八五) 一・二八	撰政藤原基通		
九条良経	左大臣	建仁二(一一二〇) 一・二七	撰政藤原基通		是ノ日基通ノ氏長者ヲ停メル
九条道家	前大臣	寛喜三(一一三一) 七・五	關白九条教実		
近衛兼経	前大臣	仁治三(一一四二) 三・二五	關白二条良実		
二条良実	前大臣	仁治三(一一四二) 三・二五	同		
二条良実	前大臣	文永二(一一六五) 七・一六	關白一条実経		關白ニ内覧宣下ノ初例カ
二条良実	前大臣	文永四(一一六七) 一・二九	關白近衛基平		
近衛基平	前大臣	文永四(一一六七) 一・二九	同		

